相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市鍵屋中町三六番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三鴨　英祐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十五日

事務所岐阜県岐阜市天神町一番地の二

相続財産管理人　弁護士　廣瀬　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県清須市朝日五条一〇〇番地、最後の住所愛知県名古屋市中川区下之一色町字権野一〇八番地の四共愛の里

被相続人　亡　笹井　初枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十五日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番三七号エスパシオ丸の内八Ａ

相続財産管理人　石川　敦男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市伽屋町一七番地、最後の住所兵庫県姫路市本町六八番地白鷺園

被相続人　亡　濵田　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十五日

兵庫県姫路市古二階町九〇番地　中嶋ビル二階

相続財産管理人　司法書士　中嶋　信二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市中洲二丁目三三六番地二六六、最後の住所兵庫県宝塚市中山五月台七丁目二番一二〇二号　被相続人　亡　坂下　淳之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十五日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ―３ビル五階

相続財産管理人　弁護士　田中　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県宇陀郡榛原町大字萩原二〇七三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山口　源一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十五日

奈良県高天市町一一番地高天飯田ビル六階

相続財産管理人弁護士　北條　正崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市比津町二七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　引野滿理男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十五日

島根県松江市大輪町四二〇―一九

相続財産管理人　弁護士　安藤　有理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香美郡前濵村三三六番地、最後の住所不明　被相続人　亡　弘光菊太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十五日

高知県南国市大埔甲二三〇一番地四

相続財産管理人　山本　昌男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区大字槻田六二五番地、最後の住所北九州市八幡西区千代ケ崎三丁目一一番二〇―二〇五号

被相続人　亡　石原健次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十五日

事務所北九州市八幡東区中央一丁目一番一八号　相続財産管理人　今村　辰夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市西方町二九六〇番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市西方町二九六一番地　被相続人　亡　坂元　正藤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十五日

鹿児島県薩摩川内市中郷町六九〇〇番地

相続財産管理人　司法書士　山本　豪太

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年五月二十五日

一、墳墓等所在地　愛知県名古屋市南区呼続元町一一二一番地

一、墳墓等の名称　熊野三社呼続元町共同墓地

一、死亡者の氏名　Ａ―一寂空涼念居士　寂空妙照大姉　Ａ―二往室樹生信女　Ａ―三伴野家Ａ―四必念**叮**性信士　観應智信女　Ａ―十二最岩淳乗庵主　最應妙勝大姉　Ａ―十三春光妙智信女　天興良性信士　Ａ―十四不詳　Ａ―十五普覚寂門信士　即法**寘**妙信女　Ａ―十六釋自香清薫信士　Ａ―十七賢光**孤**子　Ａ―十八妙法秋照童子　Ａ―十九山室玄性信女　Ａ―二十本教西願信女　光願妙勝信女　Ａ―二十一本願自性信士　Ａ―二十二**姝**山淨勝信士　哲相淨眼信女　Ａ―二十三釋重好**孩**子　Ａ―二十四心源無相信士　心空妙相信女　Ａ―二十五妙消童女　孝學良道信士　善正童女　Ａ―二十六正覚義宗信士　芳心英**詰**信女　Ａ―二十七不詳　Ｂ―五釋生西法子　釋妙蓮信女　Ｂ―六上野源四郎墓Ｂ―七徳應浄基信士　瑞林妙光信女　Ｃ―一法名釋静念　Ｃ―二中内家之墓　Ｃ―三梧岳道葉信女　梧室順葉信女　Ｃ―五法名釋尼妙杉Ｃ―六**瓊**嶽妙光信女　自覚性心信士　孤峯妙**圓**信女　Ｃ―八節翁全義居士　Ｃ―九無山覚念信士　見山妙性信女　Ｄ―一空梅花童子位　空佛心**孩**女位　Ｄ―二釋妙**卒**信女　Ｄ―四法名釋浄照信士　釋諦**聽**信士　釋尼妙信女　Ｄ―五不詳　Ｄ―六先祖代々寂寒妙教信女　先祖代々智月妙恵信女　Ｄ―七先祖代々道霊大安了休信士大回光信女　Ｅ―一柏岩桂松信士正質妙信女Ｅ―二不詳　Ｅ―三高木右エ門墓　Ｅ―四浄鏡信士　教**蒐**信士　秀教信士　富暁信士　Ｅ―五清室自涼大姉　桃林自見信士　Ｅ―六釋大光智乗信士　釋妙照信女　Ｅ―七禅定**蒐**達信士Ｅ―八悟霊玄庭信士　悟山霊明信女　Ｅ―十加藤家代々之墓　釋長翁真楽信士　釋稱念即生信士　釋専念妙寿信女　Ｅ―十一釋隨教久明順信士　釋光明迎信女　Ｅ―十二蓮室貞光信女　**昜**幼嬰子　Ｅ―十三先祖代々之墓　Ｆ―三**威**儀即法信士　雲山貞凌信女　Ｆ―四南無阿弥陀仏Ｆ―五正岸理法信女　即到智生信士　Ｆ―六**卒**水麗袖信女　秋芳童子　Ｆ―七白家松**食**信士桃林妙花信女　Ｆ―八皎寂泪岩浄天信女　Ｆ―九不詳　Ｆ―十不詳　Ｆ―十一不詳　Ｆ―十二不詳　Ｆ―十三不詳　Ｇ―二加藤家有縁之墓Ｇ―三北出儀入墓　Ｇ―四梅芳**孩**子　Ｇ―五先祖代々墓野呂冨治　野呂つね　Ｇ―六享晃**孩**子Ｇ―七南無阿弥陀仏　Ｇ―八先祖代々南無阿弥陀仏　松四郎　み**ゑ**　宗三郎　**さい**　石次郎きわ　Ｇ―九宇津野宗三郎　Ｇ―十一智善童女　空妙義信女　暁**蓼**童女　孟且**孩**子　妙珠日光信女

一、改葬を行おうとする者　愛知県名古屋市南区呼続二丁目六番三三号　宗教法人　熊野三社代表役員　久米　長夫